

ケア労働者の賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書について

ケア労働者の賃上げと職員配置基準の見直しを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年3月23日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石川 厚 子

小松 あきら

能登谷 繁

ケア労働者の賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書

医療，介護，障害福祉，保育など，公定価格で規定されるケア労働者等の強い要望に押された政府は，保育士等・幼稚園教諭，介護・障害福祉職員を対象に収入を3パーセント程度（月額9，000円），コロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護師を対象に収入を1パーセント程度（月額4，000円）の引上げに対する補助を本年2月から9月までの期間で実施することを決定した。

ケア労働者は，コロナ禍の中で自らの健康と生活をなげうって，国民の命と暮らしを守るために厳しい環境の中で奮闘している。しかし，使命感・責任感だけでは支えきれなくなり，退職者が続出し，深刻な事態に陥っている職場もある。

また，ケア職場の共通する願いは，人手不足の解消である。低すぎる職員配置基準の改善，医師，看護師・保健師の大幅増員によるコロナ感染の再拡大への備え，新たな感染症への備えが欠かせない。また，医療，介護，福祉の職場では，1人夜勤・長時間労働が今も続いている。患者や利用者に十分なケアが行えないばかりか，安全が担保できない不安が常に付きまとう状態である。

よって，政府においては，ケア職場で働く全ての労働者の賃金を全産業平均並みまで大幅に引き上げると同時に，職員配置基準を抜本的に見直し，職員が安心して働き続けられるように改善することを強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会